

今年 11 月に施行される改正道路交通法では、自転車の「ながら運転」、自転車の運転中にスマホなどの画面を見たり、通話したりする行為に対し罰則規定が強化されます。

その背景には、自転車に関わる交通事故の内、携帯電話の使用が原因となる事故の増加があります。警察庁によれば 2018 年～2022 年の累計で、2013 年～2017 年累計に比べ約 54%も増加しています。

皆さんも、スマホを操作しながら自転車を運転している光景を日常的に目にされているのではないのでしょうか。

11 月からは、上述の行為に対し以下二つの罰則が設けられます。

- ・ 6 か月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金
- ・ 交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金（現在「ながら運転」は都道府県の公安委員会規則で禁止されていて、違反した場合は 5 万円以下の罰金が科せられています。）

これを機に、生徒の皆さんにはあらためて自転車利用時のルール・マナー遵守について指導・注意喚起をされてはいかがでしょうか。

尚、当財団では自転車の安全利用を促進するため、関連動画を制作し HP で公開しています。どうぞ活用ください。

- ・『自転車の交通安全』
自転車の事故がどのようにして起きるのか、自転車で事故に遭わないためにはどのようなことに気を付けなければいけないのかを学ぶ動画です。（令和 2 年 6 月公開、13 分 17 秒）
<https://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/manabiya/ch02.htm#sec04>
- ・『自転車事故に備える保険の加入義務化』
自転車に乗っている間に発生した損害、「相手への賠償」「自分のケガ」を補償する保険。昨今多くの自治体が進めている、当保険の加入義務化の動きと保険の内容について紹介しています。（令和 2 年 6 月公開、7 分 25 秒）
<https://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch01>
- ・『自転車の交通違反 取り締まり強化へ』
令和 4 年 10 月に警視庁が「車道の右側通行」など 4 つの違反行為の取り締まり強化を開始。その背景、今後特にどのような乗り方に注意していくべきかについて解説しています。（令和 5 年 2 月公開、10 分 11 秒）
<https://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch04>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNS でのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyokuiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>